

こんな制度をご存じですか？

高齢者・身体障害者等助成制度 vol.8

更正医療給付制度について

更生医療とは、18歳以上で身体障害者手帳を持っている方が、国または都道府県が指定する医療機関において専門の医療を受けることにより、障害者の方の日常生活能力、社会生活能力または職業能力を回復、向上させることを目的として行う医療のことです。

この制度は、利用できる医療機関（病院、診療所など）や医療内容（傷病名、治療法など）が限定されていますが、給付の対象となった方は、世帯の所得状況により算出される一定額を負担することにより入院治療や外来治療を受けることができます。

特に、10月から重度心身障害者医療費助成事業（身障1・2級及び3級の内部障害が対象）が改正されるため、「身体障害者手帳」と「重度医療受給者証」の両方の交付を受けている方は、世帯の所得状況や治療内容によっては、更生医療給付制度を利用した方が、自己負担額が少なくて済むことがあります。

なお、更生医療は、利用できる医療機関や医療内容が限定されていますので、更生医療の給付申請をするにあたりましては、あらかじめ担当医師に相談くださるようお願いいたします。

■市内における更生医療指定機関及び医療の種類

曾我クリニック（腎臓に関する医療） 道立紋別病院（腎臓に関する医療）

■申請方法

「更生医療給付申請書」に「更生医療給付意見書（更生医療指定機関の医師が記載したもの）」を添えて、社会福祉課障害福祉係に提出してください。

問合せ先 社会福祉課障害福祉係 ☎④ 2111 番 内線 222 番まで

重度・母子・乳幼児医療受給者証の切り替えを忘れずに

10月1日から重度・母子・乳幼児医療の各受給者証の切替え（交換）がはじまります。現在、使用中の重度・母子・乳幼児医療の各受給者証と印鑑等を持参のうえ、市民課医療給付係・上渚滑支所・渚滑出張所で更新手続きを済ませ、新しい各受給者証の交付を受けてください。なお、所得制限により対象外となった方には却下通知を出しますので、お手数でも受給者証を返却してください。まだ、更新手続きをしていない方は早めに市民課医療給付係・上渚滑支所・渚滑出張所で更新手続きを行ってください。

今持っている受給者証は医療制度見直しにより様式・受給者番号が変更となりますので、10月1日以降は旧受給者証では受診できなくなりますのでご注意ください。

（旧受給者証で受診した場合は、助成金を返還してもらうことがあります。）

10月から重度・母子・乳幼児医療制度が見直しされ父子家庭の方も対象となるほか、課税世帯の方は医療費の1割が自己負担（就学前児童の医療費は除く）となります。

問合せ先 市民課医療給付係 ☎④ 2111 番 内線 321・467 番まで

高齢者福祉サービスの紹介

紋別市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護保険サービス以外にもいろいろなサービスを行っています。こうしたサービスメニューを紹介することで、より多くの高齢者の方にお役に立てれば幸いです。

【いきがい型ホームヘルプサービス】

一人暮らしの高齢者や支援が必要とされる高齢者夫婦世帯の家庭をホームヘルパーが週1回訪問し（60分以内）、家事援助などの日常生活を支援します。

・対象者 要介護認定で非該当になった方などで、家事援助などの支援が必要と認められた高齢者

・費用 1時間 240円



【いきがい型デイサービス】

デイサービスセンターに日帰りを通い（送迎付き）、リクレーション、食事、入浴などのサービスを受けることができます。

・対象者 要介護認定で非該当になった方で、家に閉じこもりがちな高齢者

・費用 1回 836円



【いきがい型ショートステイ】

家族が、病気・冠婚葬祭等で不在の場合などに、高齢者が特別養護老人ホーム安養園に一時的に（原則7日以内）宿泊することができます。

・対象者 要介護認定で非該当になった方などで、生活支援が必要と認められる高齢者

・費用 1日 1,847円（食事付き）



申請窓口	高齢者福祉課高齢者福祉係	☎④ 2111 番	内線 273 番
問合せ先	高齢者福祉課高齢者福祉係	☎④ 2111 番	内線 273 番
	おおよま在宅介護支援センター	☎③ 1232 番	
	さいわい在宅介護支援センター	☎⑥ 3113 番	